令和7年10月8日 都市整備部住宅課

## 江東区高齢者住宅条例の一部を改正する条例

## 1 改正理由

江東区男女共同参画及び多様性の尊重を推進する条例の施行に伴い、江東 区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度が開始されるため。

また、ピアすみよしが借上期間の満了を迎えるため。

## 2 主な改正内容

(1) 入居資格の追加

高齢者住宅の同居資格に江東区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の証明を受けた者を加える。

(2) ピアすみよしの規定削除

ピアすみよしは、江東区公営住宅等建替・集約事業により、猿江住宅への 入居者の移転が完了し、令和7年9月12日をもって借上期間満了となる ことから、同住宅を削除する。

## 3 施行日

公布の日から施行する。

現行

改正案

目次 (略)

第1条~第5条 (略)

(使用申込者の資格)

第6条 高齢者住宅の使用申込者は、申込みを した日において65歳以上の者であって、次 の各号に掲げる条件を具備しているもの(第 5号に掲げる条件にあっては、高齢者住宅に おいて同居しようとする配偶者(婚姻の届出 をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情 にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同 じ。)、東京都オリンピック憲章にうたわれ る人権尊重の理念の実現を目指す条例(平成 30年東京都条例第93号)第7条の2第2 項の規定による証明を受けた同条例第3条の 2第2号に規定するパートナーシップ関係の 相手方(以下「パートナーシップ関係の相手 方」という。) 又は三親等内の血族若しくは 姻族を含む。)でなければならない。ただし、 身体上又は精神上著しい障害があるために常 時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこ れを受けることができず、又は受けることが 困難であると認められる者を除く。

(1) 次に掲げる要件のいずれかに該当する者であること。

ア (略)

イ 65歳以上の者で、現に同居し、又は 同居しようとする配偶者、パートナーシップ関係の相手方又は三親等内の血族若 しくは姻族があること。 目次 (略)

第1条~第5条 (略)

(使用申込者の資格)

第6条 高齢者住宅の使用申込者は、申込みを した日において65歳以上の者であって、次 の各号に掲げる条件を具備しているもの(第 5号に掲げる条件にあっては、高齢者住宅に おいて同居しようとする配偶者(婚姻の届出 をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情 にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同 じ。)、江東区男女共同参画及び多様性の尊 重を推進する条例(平成16年3月江東区条 例第1号) 第9条の2第2項の規定による証 明を受けた同条例第2条第6号に規定するパ ートナーシップにある者若しくは同条第7号 に規定するファミリーシップにある者(以下 「江東区パートナーシップ・ファミリーシッ プ宣誓制度の相手方」という。)、東京都オ リンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念 の実現を目指す条例(平成30年東京都条例 第93号) 第7条の2第2項の規定による証 明を受けた同条例第3条の2第2号に規定す るパートナーシップ関係の相手方(以下「東 京都パートナーシップ関係の相手方」とい う。) 又は三親等内の血族若しくは姻族を含 む。)でなければならない。ただし、身体上 又は精神上著しい障害があるために常時の介 護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受 けることができず、又は受けることが困難で あると認められる者を除く。

(1) 次に掲げる要件のいずれかに該当する者であること。

ア (略)

イ 65歳以上の者で、現に同居し、又は 同居しようとする配偶者、<u>江東区パート</u> ナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度 の相手方、東京都パートナーシップ関係  $(2) \sim (5)$  (略)

2 (略)

第7条~第44条 (略)

別表(第3条関係)

1 (略)

2 区が区内の民間住宅を借り上げて設置す る高齢者住宅

<u>名称</u>	位置	<u>種別</u>	<u>戸数</u>
江東区ピアす	東京都江東区	単身世帯	26戸
みよし	住吉二丁目8	用住宅	
	番 9 号		

<u>3</u>・<u>4</u> (略)

の相手方又は三親等内の血族若しくは姻 族があること。

 $(2) \sim (5)$  (略)

2 (略)

第7条~第44条 (略)

別表(第3条関係)

1 (略)

<u>2</u>·<u>3</u> (略)

附則

この条例は、公布の日から施行する。